

## 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

これまで、平成18年（2006年）12月に国連総会において「障害者権利条約」が採択され、平成20年（2008年）に発効された「障害者の権利に関する条約」の第2条において、「言語」とは、「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、手話が言語として国際的に認知された。

また、政府は平成21年度に内閣府に障がい者制度改革推進本部を設置し、「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて国内法の整備を進めているところである。平成23年（2011年）8月に改正された「障害者基本法」の第3条には「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、手話は言語に含まれることが明記されたところである。

さらに、同法22条では、国・地方公共団体に対して、障害者の意思疎通のための情報確保の施策を義務付けていることから、手話が日本語と対等な言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、社会に自由に参加できることを目指す「手話言語法（仮称）」を広く国民に知らしめていくことや、自由に手話が使え社会環境の整備を国として実現する必要がある。

よって、本市議会は、国及び政府に対し、上記の内容を踏まえた「手話言語法（仮称）」を早期に制定するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年7月14日

泉南市議会

**採決結果**

**平成26年7月14日 原案可決**